

社会福祉法人を取り巻く環境と当法人の取組み

当法人は、平成元年に長良ひまわり作業所の前身を立ち上げたのを創業とし、平成3年4月に障害者小規模通所授産所として岐阜市の運営補助金を得ました。平成15年に特例としての小規模障害者通所授産施設を設置する社会福祉法人長良ひまわり福祉会として設立、障害者小規模通所訓練所（岐阜市補助）あじさいの家が合流したことにより平成18年には長良福祉会と改名しました。その後、生活介護事業所、共同生活援助事業所を必要に応じ立ち上げ、平成31年4月にポコアポコ合同会社が経営していたアンダンテを引き継ぎ、令和5年3月からは障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一つの日中一時支援事業所を立ち上げました。

現在、11事業（生活介護事業所3か所、就労継続支援B型事業所1か所、共同生活援助事業所3か所、短期入所事業所1か所、相談（障害児、障害者）支援事業所2事業1か所、日中一時支援事業所1か所）を提供しています。職員の実人数は84名となりました。

昭和60年代、在宅福祉分野に民間企業の参入促進が図られて以来、平成12年の介護保険法、平成18年の障害者自立支援法、平成27年の子ども・子育て新制度と、同じ社会福祉事業を営みながらも課税されない社会福祉法人と課税対象となる営利法人等がせめぎあう構図があります。

当法人の活動は社会福祉事業のみであり、事業活動の収入のほとんどが税金を財源とすることに鑑みて、経営内容の透明化や公表に一層取り組むとともに、常に襟を正して事業を進め、障害のある方と地域とともに暮らすための生活支援、就労支援等を個々の障害のある方の生活の実態に合わせて提供していくとともに、地域の福祉拠点として地域に貢献できるふさわしい役割を担うため、公益的な取り組みを進めてまいります。

地域における公益的取り組みとして、「えがお食堂」という、いわゆる地域食堂の運営経費のほとんどを負担しています。長良ひまわり社別館（旧・長良ひまわり作業所）において令和3年11月から毎週土曜日に開設され、地域の一人暮らし高齢者等に毎回60食を超える昼食を提供しています。いわゆる子ども食堂といわれるものは月1回なり2回で20～30食程度の提供がほとんどですので、規模が大きいようです。

美味しくて温かい食事を待っている人がいるということと、調理されるボランティアさんの活躍の場、交流の場として自己の社会における立ち位置の確認ということも福祉が提供する役割として大切なこととすし、地域に必要とされている証左で

すので今後も続けてまいります。

また、岐阜市社会福祉協議会が事務局となって岐阜市社会福祉法人連絡会が令和3年10月に設立されました。市内に法人本部をおく28の社会福祉法人が集まり、「地域住民の幅広い生活課題・ニーズの把握」、「複合する課題・ニーズへの対応」等に連携・協働して研究実践し、既存の社会福祉制度の狭間にある課題のセーフティネットとして機能を果たしていこうとするものです。零細な規模の当法人としては得るものも多いと思われますので参加しています。

障害福祉の動向と当法人の対応

令和6年度報酬改定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とされています。

1 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ② 医療と福祉の連携の推進
- ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

2 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

3 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
が項目として挙げられています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項	3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）
<ul style="list-style-type: none">・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ ＜職種間配分ルールの一括、月額資金改善に関する要件の見直し 等＞・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設 ＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等） ＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（I）【新設】1000単位/月 等＞・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等） ＜障害者支援施設等感染対策向上加算（I）【新設】10単位/月 等＞・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） ＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し ＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞・ 物価高騰を踏まえた施設における補給給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し ＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通） ＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞	<ul style="list-style-type: none">・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入 ＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所） ＜人員配置体制加算（I）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価 ＜緊急短期入所受入加算（I）180単位 ⇒ 270単位 等＞・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進 ＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞
2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）	4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）
<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価 ＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加 ＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上＞・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し ＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞	<ul style="list-style-type: none">・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価 ＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（II）【新設】60単位/日等＞・ 施設における10人規模の利用定員の設定 ＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設 ＜地域移行支援体制加算【新設】＞・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価 ＜自立生活支援加算（I）【新設】1000単位/月 等＞・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し ＜グループホームの基本報酬の見直し＞・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ ＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス (自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)) <ul style="list-style-type: none">・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価 〈個別計画訓練支援加算【新設】47単位/日 等〉・ ピアサポートの専門性の評価 〈ピアサポート実施加算【新設】100単位/月〉	8 障害児支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設) <ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センター等における中核機能を評価 〈中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日 中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日〉・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進 〈総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等〉・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入 〈児発・放デイの基本報酬の見直し 〉・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実 〈入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等〉・ 家族支援の評価を充実 〈事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、延長支援加算の見直し 等〉・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等) 〈訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日〉・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実 〈小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日 ケア付型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等〉
6 就労系サービス (就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・就労選択支援) <ul style="list-style-type: none">・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し 〈利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上〉・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し 〈就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し〉・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し 〈就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等〉・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し 〈就労定着支援の基本報酬の見直し〉・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定 〈就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日〉	
7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援) <ul style="list-style-type: none">・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 〈計画相談支援の基本報酬の見直し〉・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価 〈主任相談支援専門員配置加算 100単位/月 ⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月〉・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充 〈医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等〉	

以下は、厚生労働省資料からの抜粋です。

【生活介護】

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人と計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

③ 延長支援加算の見直し

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

⑥ 入浴支援加算の創設

医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

〈入浴支援加算【新設】〉 80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

⑦ ≪喀痰吸引等実施加算【新設】≫ 30単位/日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

【生活介護、短期入所、就労継続支援B型 等】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年末まで経過措置を延長する。

≪食事提供体制加算の見直し≫

通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

【共同生活援助、施設入所支援】

各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者評価）を定期的に入れる取組みが義務化されます（令和6年度は経過措置として努力義務）。

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、概ね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、概ね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会

を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

食事提供体制加算については、利用者の経済的負担軽減になるとともに、温かい食事を作った人の顔が見える場で提供するのが何よりも考えますので、栄養士作成の献立による調理をめざします。

また、共同生活援助（グループホーム）の地域連携推進会議は事業所ごとに設置する必要があります。構成人数等の詳細が明らかになった時点で、1年の猶予措置を活かし、人選を進めます。

福祉・介護職員の給与水準を引き上げるための加算制度があります。「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」と3種あり、それぞれ加算対象となる職員の範囲や加算分配の仕方が定められ計画・実績報告も3種必要です。配分ルールは引き続き介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしつつ、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分が認められる形で6月から「介護職員等処遇改善加算」として一本化されます。

また、2024年春闘に向けた賃上げに先んじて収入を2%（月額6,000円相当）引き上げる措置が2月から5月の間、介護職員処遇改善支援事業として補助があります。ただ、試算では3,000円程度に終わっています。

これらは、賃上げの効果が目に見えるようにとの事で、一時金ですべてを処理するのでなく、毎月の報酬を増額する必要があります。

平成12年の介護保険法施行時は「措置」から「契約」へ、「与えられる福祉」から「選ぶ福祉」へと喧伝されました。平成18年の障害者自立支援法施行時も同様です。「選ばれる」ことを目指してさまざまな事業所が誕生しました。選ばれる側の福祉サービス事業所は他の事業所との差別化のため、夕刻まで長時間のサービス提供時間の確保、土曜日・祝日の開所、毎回の送迎、毎回の入浴などの、目に見える部分でのサービス充実をセールスポイントにし、選ぶ側も障害当事者を含んだ家族にとって利便性の高い方へ流れる傾向があります。20世紀の小規模作業所時代から培ってきた利用者への思いだけでは、通じなくなってきました。

重症心身障害者を専らとする「あじさいの家」、「第二あじさいの家」では、このような傾向があります。広報と表現するよりも広告・宣伝が必要になってきています。

長良ひまわり社は、定員一杯で、新たな需要に応えることができません。

また、家庭の支援者の状況の変化により日中活動の場と居住の場のセットで対応が必要であろう問い合わせが増えてきています。障害の軽重は環境により左右されますので、適切な環境を提供しなければなりません。

当法人の事業所経営姿勢が世間から乖離することのないよう、福祉援護が必要な人を取りこぼすことがないよう、個々の職員の意識改革に取り組みます。

事業所経営を次世代へつなぐ取組み

当法人は平成元年創業（長良ひまわり作業所の前身）、34年の道のりのなかで別に活動していた事業所の参加により9事業所11事業を数えるまでになりました。

当法人の職員は若年層が少ない（平均年齢55歳11月（常勤51歳8月・非常勤57歳5月、全職員84人のうち、20歳代3人、30歳代7人。）年齢構成です。職員を兼ねる理事の年齢も65歳を過ぎています。

平均勤続年数6年11月（常勤8年4月、非常勤6年5月）（数字はいずれも令和6年1月1日時点）と短いのは、令和2年事業開始の事業所が2事業所あるためです。

創業・創立当初から牽引してきた職員が引退する間に次世代へのバトンタッチを済ませる必要があります。サービス管理責任者や相談支援専門員の資格取得には経験年数が問われます。本人の能力とやる気を評価しながら、前の章で述べました新しい風を吹かせることができる職員を発掘し、いわゆる事業承継への道筋をつける必要があります。

また、ICT（Information Communication Technology PC・スマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを取り入れること）化も喫緊の課題です。利用者の日々の活動記録や障害福祉サービス報酬や利用者負担の請求事務等の簡素化、迅速化は職員の負担軽減と時間節約になり、本来の支援の時間につなげることができます。ICT化に関しては国庫補助制度が設けられています。ただし、受付期間が短いため、事前にシステム事業者と綿密な打ち合わせが必要です。

さらには、機密情報の漏洩、個人情報の流出、ウイルスへの感染等の脅威から守るため、情報セキュリティ対策（インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように、必要な対策をすること。）にも工夫を凝らすことが必要です。

虐待防止と身体拘束等適正化推進への取組等

令和4年度から虐待防止にかかる研修、虐待防止検討委員会の設置と検討結果の周知、虐待防止のための責任者設置が義務化されています。また、身体拘束適正化についても研修、検討委員会の設置等に加え、身体拘束適正化指針整備も同様です。

法人で虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会を設置し、各事業所に事業所部会

をおき対応しています。研修や実務を通してチェックリストやマニュアルの更新を図り、より適切に行えるよう進めていきます。

BCP (Business Continuity Planning) 等

令和6年度からは自然災害と感染症にかかる事業継続計画の作成、研修・訓練が義務化されます。また、感染予防及び蔓延防止対策指針の作成、研修・訓練も同様です。さらに、食中毒防止もあります。令和5年度中に必要な対応は済ませています。

障害者雇用

障害者法定雇用率は、令和3年4月に2.3%へ引き上げられましたが、令和6年4月に2.5%へ、令和8年7月に2.7%へとさらに引き上げられます。現在は、従業員43.5人以上を雇用する企業が対象となっていますが、さらなる引き上げによりそれぞれ従業員40.0人以上、37.5人以上へと対象企業が広がります。

常用労働者数の数え方は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって0.5人の労働者とみなされ、1週間の所定労働時間が20時間未満の労働者については、障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれません。

毎年6月1日の労働者数で算定されますので精度に欠けますが、令和6年1月1日時点では常用労働者数54人で対象事業所となります。障害者福祉を専らとする社会福祉法人として雇用率に捉われることなく、障害者が自分らしく社会でいきいきと暮らす環境づくりに貢献するため、生活介護事業所「アングンテ」及び共同生活援助事業所「オレンジホーム」において、障害者雇用枠で2名を正職員として雇用していますので雇用率4.44%となっています。

社会保険料の改定について

○健康保険

協会けんぽ岐阜支部の健康保険料率は引上げとなります。

【令和4年】 【令和5年】 【令和6年3月分（4月納付分）～】
9.82% → 9.80% → 9.91%

介護保険料率は全国一律引下げとなります（40歳以上65歳未満適用）。

【令和4年】 【令和5年】 【令和6年3月分（4月納付分）～】
1.64% → 1.82% → 1.60%

○雇用保険料

雇用保険料は令和5年度と同率です。

現行 令和5年4月1日から

労働者 0.50% → 0.60%

雇用主 0.85% → 0.95% (雇用保険二事業0.35%を含む)

○厚生年金 18.3% (変更なし。平成29年9月以降固定。労使折半)

○労働者災害補償保険 0.3% (変更なし。企業負担)

令和6年度は業種平均で0.1/1000引き下がり (4.5/1000 → 4.4/1000) ます。全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種ですが、これらの中に福祉業種は含まれていません。

○子ども・子育て拠出金 (前：児童手当拠出金) 令和5年度は0.36% (全額事業主負担) です。

令和6年10月からは少子化対策の柱となる児童手当の所得制限撤廃や支給期間延長などの財源として、公的医療保険に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金制度」を創設する法律改正案が2月16日に閣議決定されています。保険事故に備え拠出するという保険制度の正統性を損なう案です。

交通安全について

送迎中の車両事故はバックの際にバンパーを擦るというような軽微なものでしたが、昨年12月に車両対車両の事故が発生しました。幸い利用者に異常はありませんでしたが、添乗者の通院治療が続いています。車両修理も長引きました。

令和5年12月1日から安全運転管理者に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと並びにその内容を記録して1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられています。当法人の各事業所は5台以上の車両を有していませんので安全運転管理者を置く義務はありませんが、車両運転の際はその都度、呼気チェック、健康状態のチェックを行っています。それに加え、送迎車両運転手の高齢化に対処するため、70歳以上の車両運転手を対象として脳ドック受診を進めていきます。費用は法人が市内医療機関で実施されている費用の最低額まで法人が全額負担します。

職員の通勤は、いわゆるマイカー通勤がほとんどです。また、研修で市外へ出張する際に法人所有車でなく、マイカーによることが多くあります。万が一事故が発生した場合、法人の使用者責任が問われることも想定されますので、「自家用車通勤管理規程」及び「私有自動車の業務上利用に関する規程」を整備し、安全運転の励行を呼びかけます。

施設設備維持管理

長良ひまわり社、長良ひまわりゆっくり宿の建物は、平成18年3月竣工ですので築18年となります。あじさいの家は平成23年3月竣工ですので13年経過、長良ひまわりのんびりホームは平成25年3月竣工の11年経過と続きます。

長良ひまわり社では令和3年9月に空調設備を更新したところ、電気使用量は空調機器が稼働する時期で前年度より1割ほど軽減しましたが、電気料金の高騰には追い付きません。また、令和4年11月には岐阜県障がい福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金を得て長良ひまわりのんびりホームの空調設備全8機更新しました。

あじさいの家は昨年10月に、給湯器が故障し入浴サービスを一時的に提供できない事態が発生しました。夏には相談室の空調機が不調で取替えました。今年の夏に訓練室等の空調設備が故障すると利用受入そのものが怪しくなりますので、空調設備更新の時期です。

今後の会議予定

令和6年(2024年)3月24日(日)	臨時評議員会 令和6年度事業計画・予算承認 他
令和6年(2023年)6月5日(水)	監事監査
//	理事会 令和5年度決算承認 他
令和6年(2024年)6月16日(日)	定時評議員会 令和5年度決算承認 他
令和6年(2024年) 月 日(水)	理事会 定款一部変更(財産追加) 他
令和6年(2024年) 月 日()	評議員会 定款一部変更(財産追加)
令和7年(2025年)3月12日(水)	理事会 令和7年度事業計画・予算承認 他
令和7年(2025年)3月23日(日)	臨時評議員会 令和7年度事業計画・予算承認 他
令和7年(2025年)6月11日(水)	監事監査
//	理事会 令和6年度決算承認 新任役員(理事・監事)推薦 新任評議員推薦 他

令和7年（2025年）6月11日（水）	評議員推薦・解任委員会 新任期評議員選出
令和7年（2025年）6月22日（日）	定時評議員会 令和6年度決算承認 新任期役員（理事・監事）承認 他
令和7年（2025年）6月22日（日）	理事会 理事長選出

定例として予定するものは上記のとおりです。

なお、現在の理事・監事の任期は令和7年6月22日の定時評議員会が終結した時までです。同時に評議員も任期満了となります。令和7年6月22日から再任・新規を含め新しい体制で出発です。

理事・監事の任期は2年、評議員は4年です。

令和6年度 生活介護「あじさいの家」事業計画

方針

利用者の権利、人格、個性を尊重した支援体制の構築と、身体・精神面の安定を図り、楽しみや生きがいをもった生活が送れることを目指します。

また、ご家族の負担軽減を目指し地域での生活継続に貢献していきます。

目標

「笑顔の出る、楽しい時間を、やさしい時間を」

- ・創作活動や体験を通し、五感で感じ取り、情緒豊かで生活に潤いをもたらすことができるよう活動していきます。
- ・様々な場面の中で自己選択が出来るよう支援に努めます。
- ・個々のペースを大切にし、それぞれが体調に合わせたリズムで生活を送れるよう支援します。
- ・仲間との関わりを大切にし、共に快適に過ごせることを目指します。

利用者状況

- ・3月1日現在 契約者 20名
うち医療的ケアが必要な方

呼吸器使用者	4名
喀痰吸引が必要な方	9名
胃ろう・腸ろう・経鼻経管での栄養管理が必要な方	8名

- ・令和5年度は、新卒者予定なし
- ・利用見込み数 15.4人/日（平日）
5人/日（祝日、年10日程度想定）

- ◎ 一度、体調を崩されると週単位での欠席や入院となり、欠席が長期化します。職員は日常的なケア内容を確認し、利用者の日々の表情・体調の変化を敏感に感じ取り、異常の早期発見、早期対応に努めます。
- ◎ 保護者様との連絡を密に取り、利用者様の日々の様子をしっかりとお伝えし、安心して預けていただけるようコミュニケーションを大切にします。
- ◎ これまで看護師は看護業務に加え療育の支援にも関わってきました。医療的ケアの必要な方の利用が多くなり、今までの関わり方では更なる受け入れが難しくなってきました。そこで、今年度から分業に切り替え、看護師は看護業務に専念し他の業務は介護職員が担うという体制に変更を行い、現在の

職員数で医療的ケアがある方の受け入れを行っていきます。

- ◎ 利用者の家庭から祝日利用の要望があり、今年1月から3月の間、祝日開所を試行したところ1日平均7名ほどの利用がありました。今年度も引き続き開所します。職員の家庭の育児や介護状況がありますので、出勤可能な職員のみでの開所となります。このような受入れ態勢により入浴、送迎サービスを提供できませんので課題が残りますが、利用者がより良い地域生活を送ることができるよう、家庭の希望に寄り添うとともに新規利用に選ばれる事業所をめざします。

年間行事予定

4月	新しい仲間を迎える会	10月	ハロウィン
5月	防災訓練	11月	防災訓練
6月	社会見学	12月	クリスマス会
7月	七夕会	1月	二十歳を祝う会
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	運動会	3月	お雛祭り

月行事 音楽療法（毎月2回）、誕生会、読み聞かせ（毎月1回）
協力医による診察（毎月1回）

日中活動

- ・調理活動を再開し、食材の香りやミキサー等の振動、生地を触った感触、調理工程や出来上がりを楽しみにしていきます。
- ・散歩では外気に触れ、周りの花々に癒され、気分をリフレッシュしていき、昨年好評であったカフェへのお出掛けも継続します。また、今年は外出の幅を広げ、電車に乗ってみるなど新しい事にもチャレンジし、色々な人との出会いや触れ合いを経験したいと思っています。
- ・年齢、それぞれの好みに合わせた活動内容を考えていきます。
- ・iPadのゲームアプリを使用し、目と手の協調を促したり流行りの音楽や個々の好みに合わせた時間を過ごして頂きます。
- ・岐阜県レクリエーション協会から事業所にはない様々なゲーム器具を借用し活用します。ポッチャやモルックなどでチーム戦を楽しんだり、個人対戦をしたりし、身体を使いながら楽しみます。
- ・四季折々の作品を作成し、飾り、歌を唄い、季節を感じていただきます。
- ・アロマセラピー、トランポリン等でリラックスした時間、身体を大きく動かす時間を作り静と動を感じていただきます。
- ・様々な活動を通して五感に働きかけ、刺激ある充実した生活を過ごして頂きます。

す。

- ・地域参加の場を提供し、社会の一員として生活している事、お互いを認め合う事を感じていただきます。

障害福祉サービス報酬単価表

加算種類	令和6年4月～
生活介護（支援区分6）	1,258単位
人員配置体制加算	321単位
重度障害者支援加算Ⅰ	50単位
専門職加算	15単位
入浴支援加算	80単位
送迎加算（片道）	38単位
リハビリテーション加算	48単位
常勤看護職員等配置加算	84単位

衛生管理

- ・一支援一消毒を行います。
- ・マスク着用は各個人の判断に委ねられていますが、当施設は基礎疾患のある利用者様のご利用されており、感染予防のために引き続きマスクの着用は継続します。医療的ケア対応時は特に感染予防に努め、マスク、手袋着用、手指消毒を徹底し、物品の消毒も行います。
- ・職員は体調不良時には出勤を控え、不安時には抗原検査をすぐに受けられるよう、施設内にてキットを保管し必要時に受けていただきます。

研修会

- ・利用者が安心して心地よい生活が送れるよう、職員は虐待防止に係る研修、身体拘束適正化に関する研修のほか様々な研修に参加し、資質向上に努めます。そして会議にて伝達研修を行い、職員が共通認識を持ち利用者様により良い支援をさせていただきます。また、働く職員にとってもストレスを溜めない職場になるよう、面談等を通し職員の意見に耳を傾けていきます。
- ・発作や呼吸状態の悪化時に備え緊急対応などの施設内研修を行い、職員全体が迅速な対応ができるよう万が一に備えます。
- ・令和6年度よりBCP（災害時や感染症発生時の事業継続計画）に向けた取り組みの強化に伴い、計画の策定、訓練の実施が義務化されるため、避難訓練とともに実施していきます。感染予防及び蔓延防止並びに食中毒予防に関する研修、訓練についても実施していきます。

職員体制

職 名	人数
管理者（施設長）	1名（兼務）
サービス管理責任者	2名
支援員（常勤）	1名
支援員（非常勤）	14名
看護師（常勤）	2名
看護師（非常勤）	3名
理学療法士（非常勤）	1名（兼務）
嘱託医	1名
運転手	3名
計	28名

令和6年度 生活介護「第二あじさいの家」事業計画

方針

利用者の権利、人格、個性を尊重した支援体制の構築と、身体・精神面の安定を図り、楽しみや生きがいをもった生活がおくれることを目指します。

また、ご家族の負担軽減を目指し地域での生活継続に貢献していきます。

目標

「笑顔の出る、楽しい時間を、やさしい時間を」

入浴、排せつ、食事の支援強化や創作活動によるADLの維持向上と情緒安定を図ります。

また、外出等の実施により気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添ってゆきます。

年間行事予定

- 4月 歓迎会、種蒔き・玉ねぎ収穫
- 5月 誕生会、外出
- 6月 誕生会、避難訓練
- 7月 セタ会、誕生会、トマト収穫
- 8月 誕生会、外出
- 9月 誕生会、運動会、苗植え
- 10月 ハロウィン、誕生会、避難訓練、社会見学、しいたけ菌床栽培スタート
- 11月 誕生会、外出、じゃがいも収穫
- 12月 クリスマス会、誕生会、水耕栽培
- 1月 はたちを祝う会、書初め、誕生会
- 2月 節分
- 3月 ひな祭り会、誕生会

療育活動は、季節を味わいながら、行事を大切に行っていきます。その他、音楽療法、園芸、調理、季節の制作、散歩等、五感にはたらきかけて情緒豊かな生活をおくることのできるよう努めます。年齢、好み、アレルギー、体調にあわせて、活動内容、方法も考慮していきます。また、コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、社会見学、買い物、公園等へ外出して、地域社会とのつながりを広げていきます。

そして、大玉ボール、訓練イス、ハンモック、ヨギボーを使って、いろいろな姿勢保持、体のバランスをとったり、力を抜いてリラックスしたりしていきます。理

学療法士による訓練は、定期的に行っています。

また、ユーチューブをテレビ画面で見て、体操、音楽、お話も楽しんでいます。ゲームでは、iPadの活用、マジックハンド、手作りカップ等、工夫を凝らして楽しんでいきます。皆の笑顔のあふれる時間を大切に過ごしていきたいと思います。

衛生管理

新型コロナウイルス感染症については、利用者や職員その家族等が陽性反応になったことがありました。インフルエンザと同等の5類にはなりましたが、重度心身障害者の利用者であることを重視して、衛生面を徹底していきます。

- ・マスク着用は推奨ではありますが、感染防止対策のため職員は着用していきます。
- ・職員の毎朝、出勤前の検温の実施。利用者の毎朝の検温、バイタルチェック
- ・手指のアルコール消毒。アルコール消毒は、身体に身につけて徹底します。
- ・手洗いの励行。
- ・昼食時、休憩時に密集しないように注意喚起していきます。

研修会

- ・虐待防止、身体拘束等適正化、事業継続計画（自然災害・感染症）の研修をはじめ、緊急対応、介助方法等、毎月の職員会で研修を行っていく。
- ・各研修会に積極的に参加して、研修報告を行い、職員の質の向上を図ります。

利用者状況

- ・3月1日現在 契約者15名
- ・利用見込み数 7.3名/日
- ・新規の利用者がなく、厳しい状況です。
- ・他の事業所と併用される利用者様が多くみえます。
- ・他で、ショートステイを定期的にご利用して見える方も多く、そのショートあけで、体調を崩す方もみえます。
- ・医療的ケアを必要な方が多く、季節や気圧の変化で、体調を崩す方も多いです。
- ・利用者の情報の共有を周知徹底します。身体の状態及びメンタル面を十分に把握し配慮していきます。

障害福祉サービス報酬単価表

加算種類	令和6年4月～
生活介護（支援区分6）	1,258単位
人員配置体制加算	321単位
重度障害者支援加算 I	50単位
専門職加算	15単位
送迎加算（片道）	38単位

リハビリテーション加算	48単位
常勤看護職員等配置加算	84単位
入浴支援加算	80単位

職員体制

職 名	人 数
施設長	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名
生活支援員（常勤）	1名
〃（非常勤）	4名
看護師（常勤）	3名
理学療法士（非常勤）	1名
嘱託医	1名
運転手	3名
計	15名

令和6年度 計画相談支援・障害児相談支援
「あじさい相談センター」事業計画

目標

障がいのある方もしくは、その保護者の意思及び人格を尊重するとともに常に当該利用者の立場に立った適切、丁寧な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する。

方針

- ・利用者が安定、安心した社会生活をおくるため、様々な相談に応ずるとともに、その趣旨及びサービスの提供方法についても十分に説明いたします。
- ・利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成します。
- ・サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制作りに取り組むとともに地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。
- ・利用者等との連絡を密にし、継続的なモニタリングを行ないます。

事業の概要

- ① 指定特定相談支援事業
 - ・計画相談支援
 - ・基本相談支援
- ② 指定障害児相談支援事業
 - ・障害児相談支援

事業の内容

- ・利用者の自宅に伺い面接し課題等の把握を行う
- ・支給決定又は決定の更新前にサービス等利用計画案の作成
利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議開催
- ・サービス等利用計画の作成
利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定
- ・サービス等利用計画の変更

今後の課題

現在契約者39名中15名が当法人利用者以外の方です。また医療的ケアの必要な利用者様は22名おみえになり、医療関係機関や訪問看護、訪問介護事業所との連携がさらに必要となる。あじさいの家・第二あじさいの家利用者を含め、充実した内容の濃い相談業務となっており今後も継続していく。

基本動作（マスク着用、ソーシャルディスタンス、三密を避ける。）を厳守しながら相談業務に励んでいく。

障害福祉サービス報酬単価表

	令和6年4月～
サービス利用支援費	1,572単位
継続サービス利用支援費	1,308単位
障害児サービス利用支援費	1,766単位
障害児継続サービス利用支援費	1,448単位

3月現在、契約者39名

令和6年度 就労継続支援B型「長良ひまわり社」事業計画

目標

「小さな力を寄せ合って大きな花を咲かせよう」

- ・障害があっても、地域の中で生きがいをもって仕事や生活が出来るよう支援に努めます。
- ・支援者が障害者を支援するという一方通行ではなく、ともに持っている力や個性を精一杯出し合い、社会の一員として切磋琢磨しあいます。
- ・各々の人格を尊重しあえる人間関係づくりを進めます。

就労継続支援B型事業所として、「利用者が働く事への充実感を持てる事」、「仕事の対価としての給料で生活の広がり」を目指します。働く時間と楽しむ時間のメリハリを持って日々充実した時間を過ごせる事を目指します。

作業種目

< 下請け作業 > 株式会社ハローバックの手提げ袋加工

：目標金額 130千円／月

平成28年度売上収入	141千円／月
平成29年度売上収入	142千円／月
平成30年度売上収入	146千円／月
令和元年度売上収入	154千円／月
令和2年度売上収入	108千円／月
令和3年度売上収入	118千円／月
令和4年度売上収入	133千円／月
令和5年度売上収入	124千円／月（見込み）
令和6年度売上収入	130千円／月（見込み）

< 喫茶部門 >

：売上目標：415千円／月

平成28年度売上収入	371千円／月
平成29年度売上収入	375千円／月
平成30年度売上収入	398千円／月
令和元年度売上収入	382千円／月
令和2年度売上収入	297千円／月
令和3年度売上収入	399千円／月
令和4年度売上収入	407千円／月

令和5年度売上収入 413千円/月(見込み)

令和6年度売上収入 420千円/月(見込み)

○喫茶の売り上げはコロナ禍以前を上回っていますが、下請け作業は以前の売上額になかなか戻りません。

○衛生管理に気をつける。

(爪ブラシを使って手洗い、使い捨てプラ手袋、アルコール消毒、服装、他)

○「喫茶ひまわり」の良さ「笑顔での接客と誠意ある商品作り」を目指す。

○丁寧な接客が出来るようになる。

○より業績アップを目指して取り組む。

・外販売の促進(売り場に応じた販売品目の見極め) → 各種イベント(県社会福祉協議会セルプ支援センターが参加団体を調整しています。)

・岐阜市役所での福祉ショップ『Oh・En』への出店

・岐阜盲学校、恵光学園、岐阜市社会福祉協議会等での販売

・岐阜県立長良高校で「ホットドック」「サンドイッチ」等の販売 等

< サテライト部門 >

主作業：ゴボウ茶作り・利用者さんのおやつ作り(スノーボール、鬼まん等)

○衛生管理に気を付ける。

○丁寧な作業を行う。

◎下請け作業においては、利用者の体調等も考慮しながら、また、発注先との信頼関係を深めるよう、責任ある仕事をしていきます。

◎利用者のアセスメント実施(状況・ニーズの把握)の上、課題の整理、個別支援計画に基づいた支援の実施を全職員で取り組みます。

◎ケース記録をさらに充実させ、ハウレンソウ(報告・連絡・相談)の実施により、支援内容の向上を図ります。

◎食品リスク(損失・被害)の軽減の為、喫茶部門においてもハウレンソウ(報告・連絡・相談)の徹底を図ります。

< 工賃 >

・下請け作業 各々の作業枚数で算出を基本

1袋を完成させるまでを約6工程に分類(折り・底芯入れ・芯貼り・穴あけ・紐つけ等)

袋の工賃 4.5円/枚

・喫茶手当 6,000円/月(出席率により支給)

・喫茶当番 100円/時間

・ボーナス年2回、夏20,000円、冬25,000円程度(出席率により支給)

……………下請及び喫茶収益金の一部積立から支出

・支給月額 目標：15,500円／月

	平均支給月額	全国平均月額	岐阜県平均月額
平成26年度	15,514円	14,838円	12,955円
平成27年度	17,162円	15,033円	13,116円
平成28年度	17,711円	15,295円	13,718円
平成29年度	18,170円	15,594円	14,010円
平成30年度	18,237円	16,118円	15,340円
令和元年度	18,017円	16,369円	16,486円
令和2年度	13,521円	15,776円	15,346円
令和3年度	15,000円	16,507円	16,390円
令和4年度	15,101円	円	円

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

		令和6年4月～	令和3年4月～
就労継続支援B型	職業指導員、生活支援員配置 6:1	703単位	611単位
食事提供体制加算		30単位	30単位
目標工賃達成指導員配置加算	常勤換算1人以上配置	45単位	89単位
目標工賃達成加算		10単位	—
重度者支援体制加算ⅡⅠ	1級年金者が利用者の25%以上50%未満	28単位	28単位
福祉専門職配置等加算Ⅲ	職業指導員の常勤75%以上または3年以上の常勤30%以上	6単位	6単位
送迎加算Ⅱ	片道	10単位	10単位
欠席時対応加算	月4回まで	94単位	94単位

<利用者数>

- ・平成31年3月に特別支援学校高等部卒業生2名を迎え、定員20名一杯となりました。令和5年4月に利用解除、5月に新規利用と入替がありましたが定員一杯です。毎日が作業の繰り返しです。利用者間の調和を乱さないよう留意して支援に努めていきます。
- ・ほとんどの社員（利用者）は皆勤に近い状況です。令和5年度は一部社員の新型

コロナウィルス感染及び冬に胃腸風邪が流行り利用が落ち込んでいます。

平成27年度出席率	89.80%
平成28年度出席率	85.32%
平成29年度出席率	83.75%
平成30年度出席率	86.28%
令和元年度出席率	96.87%
令和2年度出席率	97.57%
令和3年度出席率	97.40%
令和4年度出席率	96.36%
令和5年度出席率	97.18% (見込み)

・毎月第3土曜日を開設します。(月日数△8日の範囲内)

平成28年度開設日数	253日
平成29年度開設日数	253日
平成30年度開設日数	252日
令和元年度開設日数	251日
令和2年度開設日数	251日
令和3年度開設日数	252日
令和4年度開設日数	252日
令和5年度開設日数	252日 (予定)
令和6年度開設日数	252日 (見込み)

<実費負担(食事代)について>

食事代：材料代＋人件費＋光熱水費 ≒ 約600円／1人1食

※食事材料費として利用者から1食 290円徴収

※食事提供加算にて30単位(約310円)の補助あり

健康管理

- ・健康診断(年1回)
- ・検便(月1回：検査項目 サルモネラ菌、赤痢)
- ・いわゆる糖尿病予備軍と診断されている社員が複数存在します。カロリー摂取過多、運動不足等に注意していきます。

研修会

岐阜県障がい者総合相談センター(身体障害者更生相談所／知的障害者更生相談所／
精神保健福祉センター／発達障害者支援センター)

岐阜県社会福祉協議会、セルフ支援センター
 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
 岐阜県障害福祉事業所連絡会（岐阜ブロック）

等が開催する研修会に職員を派遣し、参加者は研修報告書の作成・回覧と伝達研修を行います。

また、毎月開催する職員会議に合わせ施設内研修を行うほか、必要に応じて随時行います。

主な行事

- 4月 5日（金） 社員研修（行先未定）、床清掃・ワックス塗布
 6月21日（金） 岐阜県障害福祉事業所連絡会総会・交流会（ココロかさなるCCNセンター（瑞穂市総合センター））（コロナ禍で中止となっていました
 ましたが、4年ぶりに開催されます。）
 8月 9日（木） 夏のご苦勞さん会（大垣コロナ）
 8月13日～15日（火～木） お盆休業（実質8月10日（土）～15日（木）の6日間）
 10月4日（金） 岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック愛護ふれあいバス
 （行先未定）、床清掃・ワックス塗布
 月 日（金） 岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会
 （笠松町民体育館）
 12月20日（金） 冬のご苦勞さん会（大垣コロナ）、床清掃・ワックス塗布
 12月30日～1月3日（月～金） 年末・年始休業（実質12月28日（土）～1月5日（日）
 の9日間
 ※ 誕生日会 該当月に随時開催
 ※ 避難訓練 年2回実施（4、10月 消防設備点検業者立会い）

職員体制

施設長（常勤）	1名
サービス管理責任者（常勤）	1名
職業指導員（非常勤）	2名 主に作業支援
生活支援員（非常勤）	1名 主に生活支援
目標工賃達成指導員（非常勤）	2名 主に喫茶ひまわり担当
調理員（非常勤）	1名 昼食作り担当
事務員（非常勤）	1名 事務、栄養管理担当
計	9名

令和6年度 短期入所「長良ひまわりゆっくり宿」事業計画

平成25年5月に共同生活援助事業「長良ひまわりのんびりホーム」を、平成29年4月に共同生活援助事業「長良ひまわりやすらぎホーム」を開設したのに伴い、かつて毎月定期的に利用していた10人の利用者が当該グループホームに入居しました。よって、「長良ひまわり社」利用者の利用は5名になりました。

令和2年にはいつてからは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、長良ひまわり社以外の利用は激減しました。コロナ禍以前は年間延500人以上の利用があったものが令和2年度は319人、令和3年度は313人、令和4年度は232人と利用が落ち込んでいます。

利用人数の低下には別の要因があります。令和4年中に日中一時支援型という共同生活援助（グループホーム）が市内に4か所、定員合計100名が事業を開始しています。こちらへ今までの長良ひまわり社以外の利用者の多くが入居しています。短期入所事業利用による家庭を離れる訓練の成果と胸を張ってもいいのですが、利用登録者が大きく減少しました。新規の利用登録を勧める必要がありますが、確保する生活支援員の人数との兼ね合いで悩ましいところです。

単独型短期入所事業所として、緊急一時保護の機能を発揮することは難しいですが、計画的なレスパイトケア（介護者の一時的な休息）、将来のグループホーム利用を目指した訓練としての利用を呼びかけていきます。

なお、短期入所利用中の利用者の安定、保護者の満足感を得るため、利用に先立って受入打合せを綿密に行います。

1月当たりの稼働日数として7日程度（1泊2日とすると14日）を想定します。

なお、生活支援員を夜勤体制で1名配置します。

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

	令和6年4月～	令和3年4月～
短期入所Ⅱ 6	602単位	589単位
短期入所Ⅱ 5	527単位	516単位
短期入所Ⅱ 4	318単位	311単位
短期入所Ⅱ 3	240単位	235単位
短期入所Ⅱ 2・1	173単位	169単位
食事提供体制加算	48単位	48単位
栄養士配置加算	12単位	
短期利用加算	30単位	30単位
短期単独型加算	320単位	320単位

令和6年度 共同生活援助「長良ひまわりのんびりホーム」事業計画

「長良ひまわりのんびりホーム」開設11年を経過しようとしています。入居者（利用者）の生活を24時間体制で支え、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日を過ごせるよう支援に努めます。

入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促すことができる様に配慮し、その場に応じたベストな支援を実践していくことで満足感を得られる充実したものにします。

また、家族との連携もしっかりとり、より一層の信頼関係の構築に努めます。

1. 個別支援の充実

- 個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考えます。
- 個別懇談会を実施し家族の意見や思いを踏まえて、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて再アセスメントを実施します。

2. サービスの質の向上

- 入居者に関する情報を生活支援員、世話人で共有し、統一した支援を徹底します。
- 随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図ります。
- 支援目標に沿って支援を提供し、提供記録の記述方法の統一を図ります。
- 苦情解決への取り組みを進めます。
- 生活支援員、世話人の健康面や労働環境への配慮を行います。

3. 社会参加、地域交流

- 地域で暮らしていることを実感できるように、町内の一員として協力できることを探ります。
- 社会資源や他の福祉サービスを活用し、土・日、祝日の暮らしの充実を図ります。

職員体制

管理者は、「長良ひまわりやすらぎホーム」の管理者と兼務します。

生活支援員5名と世話人4名をおき、保護者との連絡調整をとるとともに、グループホーム利用者5名の調和を図ります。

世話人は午後4時から翌朝9時まで1人夜勤体制で、食事、入浴、掃除、洗濯、服薬等の支援を行います。

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

		令和6年4月～	令和3年4月～
生活援助Ⅰ5	生活支援員 6：1	456単位	
生活援助Ⅰ4		372単位	
生活援助Ⅰ3		297単位	
生活援助Ⅰ2		188単位	
生活援助Ⅰ1		171単位	
生活援助Ⅱ5	生活支援員 5：1		500単位
生活援助Ⅱ4			421単位
生活援助Ⅱ3			331単位
生活援助Ⅱ2			243単位
生活援助Ⅱ1			198単位
人員配置体制加算Ⅰ	区分4以上	83単位	
人員配置体制加算Ⅰ	区分3以下	77単位	

注：長良ひまわりのんびりホーム、長良ひまわりやすらぎホーム 共通

令和6年度 共同生活援助「長良ひまわりやすらぎホーム」事業計画

平成29年4月1日に「長良ひまわりやすらぎホーム」を開設しました。5人の利用者が地域の中で暮らすという形態をとる共同生活援助事業（グループホーム）で暮らし始めて7年が経過しようとしています。

この5人は、長年にわたって短期入所「長良ひまわりゆっくり宿」において、それぞれの家庭を離れて過ごすという体験を重ねてきましたが、一時的な体験です。週の大半を今までの生活スタイルとは異なるグループホームで生活することになりました。30年、40年と積み重ねてきた生活のスタイルが1年で変わるものではありませんし、無理に変えようとしませんが、ともに暮らす空間の中では、折り合いをつけなければならない場面も出てきます。それぞれの今までの生活スタイルとのギャップが埋まる間、どの支援者も共通したスタンスが定まるまでの間、それぞれの戸惑いと緊張感が生まれていましたが、支援側のスタッフの異動がほとんどありませんので落ち着いてきました。

まずは、安心・安全に生活を送ることができる環境づくりに努めます。

- 利用者への適切な支援のため状況の的確な把握に努めます。
- 把握するための処遇技術の向上に努めます。
- 支援内容等を記録することにより、申し送りを確実にを行います。
- 利用者の情報を共有し、統一した支援サービスの提供に努めます。
- 保護者と緊密な連携を取るよう努めます。
- 季節に応じた行事やその際の献立に工夫を凝らします。

次に、地域に溶け込むよう努めます。黙々とグループホームと日中活動の場との往復を繰り返すだけでは、地域で暮らす意味がありません。

- 挨拶により顔見知りになることから始めます。

職員体制

管理者は、「長良ひまわりのんびりホーム」の管理者と兼務します。

午後2時から7時まで生活支援員1名をおき、日中活動の場での情報をグループホーム世話人へ繋げます。また、保護者との連絡調整をとるとともに、グループホーム利用者5名の調和を図ります。

午後4時から翌朝9時まで夜勤体制で世話人1名を置き、食事、入浴、掃除、洗濯、服薬見守り等の支援を行います。

現在のところ5名全員週末帰省があります。

令和6年度 生活介護「アンダンテ」事業計画

【概説】

岐阜盲学校に子どもが通う保護者たちの願い「視覚障がいへの理解がある事業所が欲しい」「学校で培った力を生かせる事業所を作りたい」という思いのもと、「盲重複児・者のこれからを考える会 ポコアポコ」を平成29年3月に立ち上げ、平成30年4月に合同会社による生活介護事業「アンダンテ」が始まりました。平成31年4月からは社会福祉法人長良福社会の一員に加わり、令和2年4月には、岐阜薬科大学三田洞校舎の東に建設された新築物件を賃貸契約し事業所としました。しかし、コロナ感染が蔓延する中、狭い事業所では安心して活動できないことや入所希望者の増加により、令和5年2月には施設整備費国庫補助金を得て2階建ての新アンダンテ棟が完成し、設備の整った施設での生活が始まりました。

2名からスタートした利用者数が13名（令和6年1月時点。内6名が強度行動障害の認定。また1名が医療的ケアを要する方）となりました。新規に入所された利用者5名が落ち着いて生活できるようになるまでの5か月余は、緊張した日々が続きました。支援の困難さ等から4人の職員の交替があり職場も混乱しましたが、年度の後半には、落ち着いて活動できるようになりました。又、個々のニーズに対応するためには1人に複数の職員による支援が必要な場面も多々あり、日々の担当表を作成し、きめ細かな対応ができるよう支援体制を整えました。今後も毎週ケース会議を開催し、支援員の資質向上に努めていきます。



地域交流として、アンダンテ・ポコアポコ祭りを年2回開催し、焼きそば・カレーライス・おでん・ぜんざい等の食品の販売、授産品の販売・フリーマーケット、また、毎月開くだんご屋「ポコの店」、昨年初めて参加した地区の文化祭への参加（ステージ発表や模擬店の出店）をする方向で準備を進めていきます。

授産活動では、市役所の福祉ショップ「Oh・EN」、セルフ販売・友&愛（マーサ内）、岐阜盲学校での販売、その他ネット販売や支援者からの注文に対応できる販売体制づくりに取り組みます。

<大切にしたいこと>

- 1 自分の生活を作ること
 - ・生活の主体である利用者自身が、仕事・食事・活動スケジュール・行事など、楽しい活動を支援員と共に考え実行します。
- 2 自分でできることは自分ですること
 - ・学校でつけた生活する力を継続・発展するため、調理・洗い物・掃除など時間をかけて挑戦します。役割を決め、協力し合います。
- 3 居心地のいい家庭のような居場所を作ること

- ・健康管理に留意し、笑顔で安心して過ごせる事業所を目指します。
- ・地域の活動に参加し、地域の一員として社会とのつながりを大切にします。

【活動内容】

仕事

お菓子作り・袋詰め、袋のラベル張り・スタンプ押し
手織り、ミシンでの製品づくり
紙漉き、点字紙再利用のバック作り
ゴミ拾いウォーキング など

健康管理・増進

ストレッチ、筋トレ体操、運動、ウォーキング、山歩き
温泉タイム、体重測定・血圧測定
これらの活動を月行事に位置づけます。

生活自立

掃除
調理と片付け
買い物
身だしなみ

学習

行事の企画
毎日の振り返り（点字日記・日記）

余暇活動

音楽活動（歌、ミニコンサート、カラオケ）
読書活動（絵本の読み聞かせ）
創作活動（芸術作品・カードづくりなど）

スペシャル・デー

- ① ハッピーバースデー・・・年に1度のあなたの夢をみんなで実現
- ② ハッピー感謝デー・・・・・・地域の人たちに感謝して、アンダンテにウェルカムデー（春祭り・秋祭り、ポコの店）

バザー交流

市役所・特別支援学校等での販売、メディコスまつり

【年間行事】

- 4月 アンダンテ・ポコアポコ春祭り、桜まつり（地域の行事）
- 5月 野外学習（ファミリーパーク）、バスツアー
- 6月 防災訓練
- 7月 セタ祭り、夏祭り（地域の行事）
- 8月 夏祭り、プール
- 9月 野外学習（ファミリーパーク）
- 10月 合唱発表（岩野田文化祭）、オンリーワン芸術祭
- 11月 アンダンテ・ポコアポコ秋祭り、きょうされん大会に参加
- 12月 クリスマス会
- 1月 餅つき・初詣
- 2月 防災訓練
- 3月 歓迎会

毎月の行事 筋トレ、シネマボイス

・この他にも、適宜話し合いながら決めていきます。

【開所予定日数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日数	22	23	20	23	22	21	23	21	21	20	20	21

延べ日数：257日

【事業所開所時間及び日課】

月曜日～金曜日 9:00～16:30

時 間	活動内容
9:15 ～ 10:00	朝の集い・健康観察・体操
10:00 ～ 12:00	作業 又は その他の活動
12:00 ～ 13:30	昼食・片付け・休憩
13:30 ～ 15:30	作業 又は その他の活動
15:30 ～ 16:15	おやつタイム・帰りの集い

【定員】 20名

【職員配置】

- 管理者 1人（常勤・兼務）
- サービス管理責任者 1人（常勤）
- 生活支援員 13人（常勤6人、非常勤7人）
- 医師 1人（非常勤）

看護師	2人（非常勤）
調理員	2人（非常勤）
運転手	1人（非常勤）

運営面

<障害福祉サービス報酬単価> 7時間開所

加算種類	利用者数	令和6年4月～
生活介護（支援区分6）	7人	1,291単位
生活介護（支援区分5）	2人	966単位
生活介護（支援区分4）	3人	669単位
人員配置体制加算(1.5又は1.7)		265単位
福祉専門職員配置加算Ⅰ		15単位
重度障害者支援体制加算Ⅰ		7単位
重度障害者支援加算Ⅱ		360単位
視覚・聴覚言語障害支援体制加算		51単位
食事提供体制加算		30単位
送迎加算Ⅱ		10単位
// 重度障害支援加算		28単位
感染対策向上加算		10単位

生産品売上収入（年額）

令和元年度売上げ	460 千円
令和2年度売上げ	1,860 千円
令和3年度売上げ	2,400 千円
令和4年度売上げ	3,100 千円
令和5年度売上げ	3,500 千円（見込み）

工賃（平均月額）

令和2年度	7,927 円
令和3年度	6,573 円
令和4年度	5,885 円
令和5年度	4,456 円（見込み）

- 令和元年度は、手織り製品と点字紙を用いたペーパーバッグ、クリスマスリース等の売り上げのみです。
- 令和2年度に焼き菓子、惣菜の営業許可を受け、生産品売上収入がUPしました。ネットショップを開始。焼き菓子の他、カレーパン、スイートブール、パンナコッタ、五目寿司、五目ご飯等を販売しています。

特別支援学校3校、障がい者職業能力開発校での注文販売です。

- 令和3年度は、事業所での販売の他、市役所での定期的な販売も開始。移動販売（行商）の申請を行い、市役所の他、盲学校内での販売も行っています。
- 収入が安定してきたため、光熱費、ガソリン代など必要経費を控除しています。
- 令和2年度の実績より、工賃規程を改定し、基本給1,000円。半日活動に参加すれば100円、ボーナスは年に2回、その都度協議して5,000円、または10,000円を支給しました。
- 令和5年度は利用者が増えたことで、一人分の工賃は減少しましたが、総売り上げは順調に伸びています。
- インボイス制度が始まったことによる納税額が不明のまま、ここにきています。

初めに

令和2年4月に定員4名で開設しました。令和5年3月から定員5名となりました。視覚障害と知的障害、その他の障害を併せ有する19歳から27歳までの青年たちです。4年あまりは、コロナ禍でも利用者は穏やかに生活することができましたが、第10波ではほぼ全員に感染が広がりました。今後はよりきめ細かな感染対策を実施し、感染症BCPの構築を目指します。

訪問リハビリ・訪問歯科等を活用し、健康・運動機能の維持・改善を図っていきます。また、2名が強度行動障害を認定されており、今後も医療と連携し、安心して生活できる支援を目指します。

余暇の活用としてWi-Fi環境下で言葉のみで操作できるスピーカーを設置し、音楽・ラジオ放送・アラームなどを聴いて楽しめる環境を整えています。

また、毎月開く自治会では自分の悩みを出し合って解決策を話し合ったり、集いで歌う歌決めや行事の企画・役割分担・メニュー・クイズ等、話し合いを重ねました。互いのことを思いやったり、ルールを守る大切さなどを確認する機会とし、精神的にも成長過程にある利用者に寄り添って、支援していきます。

運営方針

1. ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者が可能な限りグループホームにおいて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活全般における相談及び助言、援助等を適切に行う。

(1) 自立支援

利用者がライフステージのあらゆる場面において、障害の程度にかかわらず、自立した生活を目指し、社会との交流が持てるよう積極的に支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が一人の生活者として自らの生活を自らの意思で選択・決定できるよう支援していく。

(3) 生活の質の向上

利用者の人格と個性を尊重し健康で人間らしく豊かに生きることを目指す。

2、利用者本位のサービス提供

(1) 利用者等の日常生活全般の状況及びニーズをふまえて、個別の支援計画を作成し、利用者及びその家族に内容を説明するとともに、当該支援計画書を

交付する。

- (2) 個別の支援計画の作成後に実施状況の把握を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

3、事業の実施に関する事項

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定される共同生活援助を適切に実施する。
- (2) 利用者同士が話し合い、季節の行事や親睦を図る活動などを企画し、運営できるように支援する。

研 修

健康管理、人権、虐待防止、権利擁護・自然災害・感染症等の研修については、年2回以上実施する。

職員の資質向上のための研修会を開催する。

- ・感染防止に関わる研修、強度行動障害に関する研修、コミュニケーションに関する研修、健康・衛生面に関する研修
- ・制度理解に関する研修、事例研修

職員配置

管理者	1人（常勤・他事業所兼務）
サービス管理責任者	1人（常勤兼務）
生活支援員	13人（非常勤13人）
世話人	4人（非常勤 4人）

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

	1週間の常勤換算	令和6年4月～	
生活援助Ⅱ6	世話人・生活支援員要確保時間数 =93.75時間/週	600単位	2人
生活援助Ⅱ5		456単位	2人
生活援助Ⅱ4		372単位	1人
夜間支援等加算		269単位	5人
福祉専門職員配置加算		10単位	5人
人員配置体制加算区分4以上		83単位	5人
重度障害者支援加算		360単位	2人
視覚・聴覚言語障害支援加算		51単位	5人

令和6年度 日中一時支援事業「ハミング」事業計画

特別支援学校高等部卒業後に障害福祉サービスを利用しても夕方まで子供を預かってほしいという保護者の要望にこたえる形で令和5年3月より日中一時支援事業を立ち上げました。地域生活支援事業は各市町村による事業のため揖斐郡池田町や大垣市からの指定も受けています。

日中の活動が終わってゆったりと過ごせる場を確保し、心身を整えて帰宅することで日々の保護者の負担軽減を図るものとします。また、グループホームを利用している2名は広いフロアで自由に過ごせる時間を持つことで、夕方ホームで生じていたトラブルを解消することにもつながりました。

サービス提供時間 月曜～金曜日 午後4時15分～午後5時30分
 場 所 アンダンテ東棟（三田洞東五丁目8番地4）
 内 容 レクリエーション活動、音楽活動、運動など
 定 員 8名
 職 員 2名以上

区分6の場合	岐阜市	大垣市	池田町
4時間未満	2,340円	2,340円	2,220円
食事提供体制加算	310円	—	—
送迎加算（片道）	500円	500円	—